

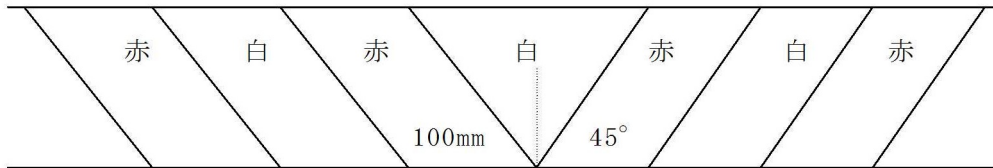
特記仕様書

各機種仕様書による他、次の各号によるものとする。

1. 塗装仕様と表示

1) バンパを有する車種については、バンパを下図のように塗装するものとする。

なお、バンパを有しない車種にあつては、これに類する箇所を塗色する。この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。



車両前後部の赤白縞

2) 作業装置の危険表示については、除雪装置の回転部分は赤色とし、その他は赤白の縞塗料を施す。

3) 「甲」の指示する箇所に村章と、「関川村」の文字を黒色丸ゴシック体で記入するものとする。

4) 車体の後部に取付ける標識板は「別紙ー1 除雪車後部標識板製作及び取付寸法図」をもつて、「甲」の指示する位置に取り付けるものとする。

5) 「甲」の指示する箇所に「**31号車**」と番号を記入するものとする。

2. 提出図書

1) 納入計画書（製作着手前に提出する。）

- a 提出図書一覧表
- b 担当者一覧表（社内体制）
- c 納入工程表
- d 製作仕様書
- e アフターサービスメンテナンス体制
- f 打ち合わせ記録
- g 塗装要領書

※過去の同規格の納入機で除雪作業に多大な支障をきたす故障があつたものに関しては、故障の原因・対応策等について「甲」に報告するものとする。

2) 建設機械履歴簿（次の必要事項を記入する。）

- a 規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様
- b 機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号、製作年月日
ただし、凍結防止剤散布車の場合は、車体と散布装置それぞれについて記入するものとする。

3) 写真（カラー・サービス判）

- a 建設機械履歴簿写真
車両の前後、左右両側面（管理番号がわかるもの）・・・履歴簿の部数
- b 検収写真（納入場所にて撮影する）

車両の前後、左右両側面、管理番号拡大写真、付属品 各 2 部
c 機械台帳写真

車両の正面から見て右斜め前、左斜め後ろ、側面 各 2 部

4) 維持管理資料

a 部品価格表

b 点検シート（日常、1 ヶ月、1 2 ヶ月）

c 同上点検要領（機種特有の点検内容を含むもの）

d オイル交換基準一覧表

5) 仕様書 10 項に関する製作会社発行の保証書

3. その他の事項

- 1) 日常的なメンテナンスに必要な足がかり及び手摺りを設けること。また、足がかり部分には滑り止め等の安全措置を講ずること。
- 2) 黄色燈火等の取付け位置は、前後方向からの視認性を十分に考慮し、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。
- 3) 機械形状等により、文字等の位置・寸法の変更などが必要な場合については「甲」と協議の上で決定するものとする。
- 4) 甲は、納入機の製作工場等において、製作工程の進捗状況、仕様適合状況を確認することができる。この場合、必要な資機材、労務等は乙の負担とする。
- 5) 車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとし、「自動車損害賠償責任保険料」については「甲」の負担とする。
- 6) 乙は、納入機械の運転及び取り扱い等について十分な知識を有する技術者を納入場所に派遣し、取り扱い、維持管理方法について技術指導を行うものとする。
- 7) 乙は、納入後もアフターサービスとして、維持管理等に関し誠実に協力すること。
- 8) アフターサービス及びメンテナンス体制については以下の基準を満足すること。
 - a 当該調達物品納入後 10 年間以上の部品の供給が可能であること。
 - b 消耗部品（通常の稼働状況で 1 年程度の期間内の消耗、又は劣化により交換が必要となる部品）は 1 日以内、一般部品（5 年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は 3 日以内に供給できること。
- c 次の基準を満足するサービス工場等が確保されていること。
 - ・自動車整備士（3 級以上）が 1 人以上いること。
 - ・サービス工場を下越地区に有すること。
 - ・緊急時の整備員派遣体制（休日、祝日を含む 24 時間体制）を有すること。
 - ・当該機種の整備実績が年に 1 台以上あること。
 - ・修理の依頼を受けてから着手までの所要日数（土日及び祝祭日を含む）が 3 日以内であること。

